

明治三十二年六月二十一日
第...種郵便物認可

官報

号外

平成十三年六月八日

○第百五十一回 衆議院會議録 第三十七号

平成十三年六月八日(金曜日)

議事日程 第二十二号

平成十三年六月八日

午後一時開議

第一 行政機関が行う政策の評価に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 行政機関が行う政策の評価に関する法律案(内閣提出)

特殊法人等改革基本法案(第百五十回国会、太田誠一君外四名提出)

国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(山花郁夫君外五名提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三十分開議

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

日程第一 行政機関が行う政策の評価に関する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、行政機関が行う政策の評価に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長御法川英文君。

行政機関が行う政策の評価に関する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)
(御法川英文君登壇)

○御法川英文君 ただいま議題となりました行政機関が行う政策の評価に関する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、社会経済情勢に応じた効果的かつ効率

的な行政の推進に資する等のため、行政機関が行う政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進し、その結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表する等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る五月二十四日本委員会に付託され、同月三十一日片山総務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。六月五日から質疑に入り、昨七日に質疑を終局いたしましたところ、本案に対し、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、社会民主党・市民連合及び保守党の六会派共同により、法律の施行後三年を経過した場合に見直しを行う旨の修正案が、また、日本共産党より、政策評価等に関する国民からの意見等の受付窓口の設置についての修正案が提出され、それぞれ趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、採決をいたしましたところ、日本共産党提出の修正案は賛成少数をもって否決され、六会派共同提出の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、よって、本案は修正議決すべきものと決しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○小此木八郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

第百五十回国会、太田誠一君外四名提出、特殊法人等改革基本法案とともに、内閣委員長提出、国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略して両案を一括議題とし、委員長の報告及び趣旨弁明を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(綿貫民輔君) 小此木八郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

特殊法人等改革基本法案(第百五十回国会、太田誠一君外四名提出)

国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

○議長(綿貫民輔君) 特殊法人等改革基本法案、国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

平成十三年六月八日 衆議院會議録第三十七号

行政機関が行う政策の評価に関する法律案 特殊法人等改革基本法案外一案

平成十三年六月八日 衆議院會議録第二十七号

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。内閣委員長横路孝弘君。

特殊法人等改革基本法案及び同報告書

国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

(横路孝弘君登壇)

○横路孝弘君 ただいま議題となりました両法案のうち、まず、特殊法人等改革基本法案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、今回の中央省庁等改革の趣旨を踏まえ、特殊法人等の改革に関し、基本理念を定め、及び特殊法人等整理合理化計画の策定について定めるとともに、特殊法人等改革推進本部を設置することにより、この法律の施行の日から平成十八年三月三十一日までの集中改革期間における特殊法人等の集中的、かつ抜本的な改革を推進しようとするものであります。

本案は、第百五十回国会の平成十二年十一月十五日に太田誠一君外四名から提出され、継続審査となっていたものでありまして、本年五月二十五日提出者を代表して若松謙維君から提案理由の説明を聴取し、去る六月六日質疑を終了いたしました。

次いで、本日の委員会において、本案に対し民

特殊法人等改革基本法案外一案 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律案(内閣提出)についての坂口厚生労働大臣の趣旨説明

主党・無所属クラブから修正案が提出され、その趣旨の説明を聴取した後、討論を行い、採決いたしましたところ、修正案は賛成多数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

次に、国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

御承知のように、最近における我が国経済の成熟化に伴い、近年、国民の意識、価値観も著しく多様化し、国民の生活も、より個性的で、よりゆとりのある豊かさを求めるようになってまいりました。

このような社会経済情勢の変化に対応して、国民の余暇の過ごし方も、スポーツや旅行、あるいはボランティア活動への参加など、その範囲は幅広く、多種多様なものへと変化してまいってきております。

こうした中、このような余暇活動をより一層充実させるため、第百四十三回国会において、成人の日及び体育の日を、それぞれ一月及び十月の第二日曜日と指定し、連休化したところでありまして、今回、さらに、国民の間から、特定の曜日を国民の祝日に指定し、連休化させようとする機運が高まってきております。

本案は、このような現状にかんがみ、よりゆと

りのある国民生活の実現に資するため、国民の祝日に関する法律及び老人福祉法を改正し、七月二十日の海の日及び九月十五日の敬老の日を、それぞれ七月及び九月の第三日曜日とし、また、九月十五日を老人の日とし、同日から同月二十一日までを老人週間としようとするものであります。

このように、今回、海の日及び敬老の日を連休化することは、国民の余暇活動の機会がますます増大し、生活の楽しさ、豊かさをより一層充実させることにつながることも、平成十四年度から完全学校週五日制の実施が予定されていることとも相まって、敬老の日にふるさとの祖父母などを訪問する機会も増大するなど、家族のきずなをより一層深めることもできるようになると思われま

す。

以上、申し上げましたところから、この際、本改正を行いますことは、まことに時宜に適した措置であると考え次第であります。

なお、この法律は、平成十五年一月一日から施行することといたしております。ただし、老人の日及び老人週間についての規定は、平成十四年一月一日から施行することといたしております。

本法律案は、本日の内閣委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これより採決に入ります。まず、特殊法人等改革基本法案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案

(山花郁夫君外五名提出)の趣旨説明

○議長(綿貫民輔君) この際、内閣提出、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案及び山花郁夫君外五名提出、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案

一部を改正する法律案について、趣旨の説明を順次求めます。厚生労働大臣坂口力君。

(国務大臣坂口力君登壇)

○国務大臣(坂口力君) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

少子高齢化等が進行する中で、労働者が仕事と家庭を容易に両立させることができるようにすることは、労働者の福祉の増進を図る上でも、経済社会の活力を維持していく上でも、極めて重要な課題となっております。

このような状況に対処するためには、育児休業の取得や職場復帰をしやすい環境を整備することともに、労働者が子育てをしながら働き続ける上で必要な時間を確保すること等が必要となっております。政府といたしましては、本法律案を作成し、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、概要を御説明申し上げます。

第一に、事業主は、労働者が育児休業や介護休業の申し出や取得をしたことを理由として、不利益な取り扱いをしてはならないこととしております。

第二に、育児や介護を行う一定範囲の労働者が、一年につき百五十時間、一カ月につき二十四時間を超える時間外労働を免除するよう請求することができ、その制度を設けることとしております。

第三に、育児を行う労働者に対して勤務時間の短縮等の措置を講ずる事業主の義務に関し、対象となる子の年齢を一歳未満から三歳未満に引き上げることとしております。

第四に、事業主は、労働者がその子の病気またはけがの際に休むことができる、子の看護のための休暇制度を導入するよう努めなければならないこととするほか、労働者の転勤について育児や介護の状況に配慮しなければならないこととする等の事業主が講ずべき措置を定めることとしております。

第五に、国等は、仕事と家庭の両立に関し、事業主、労働者、その他国民の理解を深めるために必要な広報活動、その他の措置等を講ずることとしております。

なお、この法律は、平成十四年四月一日から施行することとしておりますが、国による広報活動等に関する部分は、平成十三年十月一日より施行することとしていただいております。

以上が、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 提出者山花郁夫君。

(山花郁夫君登壇)

○山花郁夫君 ただいま議題となりました育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨

を御説明申し上げます。

本法律案は、ただいま厚生労働大臣から趣旨説明がございました政府提案の育児・介護休業法の改正案では、仕事と家庭の両立支援策としてはなお十分であるとの思いから提案させていただくものであります。

平成四年に育児休業等に関する法律が制定されて以来、介護休業の制定、育児休業給付、介護休業給付の創設など、男女労働者が仕事と家庭を両立できる環境整備が一步一步進んできてはおります。

平成十一年には、出産した女性労働者に占める育児休業取得者の割合は五六・四％と、実に半数以上となっております。子供を持つ女性が職場復帰できるチャンスが広がっていると言えましょう。しかしながら、配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業取得者の割合は〇・四％にすぎません。

男女共同参画社会基本法の前文には、「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。」と謳われております。

しかし、実際に育児、介護といった家庭責任の多くを担っているのは女性であり、働く女性がふえる中、その負担感が一層重く感じられるようになっていくことには変わりはありません。働く親

を支援する制度とは、単に育児休業のみならず、子供の看護休暇や短時間勤務制度の制度化といった、きめ細やかな施策があつてこそ前進と言えるのであります。

小泉総理は、最近、両立支援であるとか、男も女も仕事と育児といった言葉をよくお使いになられます。これを単にキャッチフレーズに終わらせないためにも、特に小泉総理を支える与党の議員の方々、森内閣のもとで提出されました政府案からさらに踏み込みました民主党案について、耳を傾けていただきたいと存じます。

それでは、本法案の内容を簡単に御説明申し上げます。

第一に、法律の題名を、労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための育児休業、介護休業等に関する法律に改めます。

第二に、育児休業制度を改正し、男親も取得しやすい制度に変更します。

現行法では、子が一歳になるまでの連続した期間、育児休業ができるとなっておりますが、子育てというものは一歳で終わるわけではありませぬ。本法案では、子が小学校就学の始期に達するまで分割して取得できるものといたします。

育児休業の期間は、労働者一人につき原則七カ月としますが、両親とも働いている場合には、パートナーに六カ月譲り渡すことができるものといたします。つまり、一カ月は譲り渡すことはできませんが、両親とも育児休業を取得すれば最長

十四カ月、片方の親しか取得しなければ最長十三カ月となる仕組みであります。

さらに、現行法のもとでは労使協定によって制限されている、配偶者が専業主婦であるケースなど、子を養育できると認められる場合についても育児休業が取得できるものといいたします。

ところで、子が急に熱を出したから医者連れでいかなければいけない、看病しなければいけない、あるいは、けがをしたから迎えに行かなければいけない、こういったときに、だれもが祖父母やベビーシッターに頼れるわけではありません。諸外国においても、家族のための看護休暇を認めている国はたくさんございます。

そこで、第三に、小学校就学の始期に達するまでの子を看護するための休暇を創設いたします。日数は、原則、子一人につき年間十日、上限を十五日とするものといいたします。

第四に、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が請求した場合、一日の所定労働時間の四分の一以下の範囲で勤務時間の短縮をしなければならぬものといいたします。

第五に、育児・介護休業、看護休暇、勤務時間の短縮等の措置を請求あるいは取得したことを理由として、解雇その他の不利益な取り扱いをしてはならないものといいたします。

この不利益な取り扱いの禁止ということは、政府案においても目玉となっているようでありますけれども、民主党案では、例えば育児・介護休業

から復帰したとき、原職または原職相当職に復帰させること、短時間勤務に際しての賃金その他の労働条件について、請求前の賃金その他の労働条件との均衡を保つようにすることも含むものといいたします。

第六に、期間を定めて雇用される労働者のうち、実質上期間の定めなく雇用されている者として厚生労働省令で定める要件に該当するものについては、育児休業、介護休業の取得ができるものといいたします。

その他、時間外労働、休日労働の制限、深夜業の制限、就業場所の配慮等、所要の規定に関する整備を行うことといたしております。

今日においても、育児、介護は女の仕事であると考えている人々が男性、女性を問わず少なくないことは、決してこれは否定はいたしません。しかし、性に基づく役割分担に疑問を持ちながら、仕事と家庭を両立させようと歯を食いしばって頑張っている多くの人々のためにも、法整備は急務であります。私たちは、価値観の多様化した現代社会において、特定の価値観を他人に押しつけることなく、異なった価値観を持つ人々が、意見の違いがあってもお互いに理解し合い、そして、尊重し合える社会を築いていかなければいけないと考えます。

男女ともに、仕事も育児も介護も、ともに助け合いながら両立していくことのできる、二十一世紀の新しい日本の社会を築いていくため、全会派

の御賛同により本法案を成立させていただきましようお願い申し上げまして、趣旨の説明といたします。（拍手）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案（山花郁夫君外五名提出）の趣旨説明に對する質疑

○議長（綿貫民輔君） ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。これを許します。鎌田さゆり君。

〔鎌田さゆり君登壇〕
○鎌田さゆり君 民主党の鎌田さゆりでございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、働きながら二人の子を育てる母親として質問をいたしますが、つい先ほど、大阪府池田市の小学生が突然の狂気の事件に巻き込まれたというニュースが飛び込んできました。大変悲しく、残念であります。今つらい思いをしておられる方々に、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。ただいま議題となりました衆法の労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための育児休

業、介護休業等に関する法律案に對しましては民主党・無所属クラブの提出者に、政府提出の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正案に對しましては関係大臣に質問をいたします。（拍手）

就任以来、小泉総理は、時にメディアを通じて、男女共同参画社会という言葉は何度もお使いになり、仕事と子育てを両立させること、これが男女共同参画時代のあるべき姿だともおっしゃいました。私も思わず拍手をしたほど、実に頼もしい限りです。その後の組閣人事を見ても、女性が五名も入閣するなど、数の上からは大きな前進と、喜ばしく感じております。

ただ、総理が、人にはそれぞれ個性があるとおっしゃったとおり、女性もまたそれぞれですが、育児や介護の多くの現場を担ってきた我が国の女性、少子化と高齢化を同時に迎える今を生きる男性、女性、ともに共通している思いは、産めよふやせよは時代錯誤、でも、少なくとも、子供を安心して産み育てられる環境整備、システムづくりは国の政策の中で責任を持って確立されていくことを望んでいると思います。

そのような、時代のニーズがますます顕在化する中で提出された政府案は、その項目を見る限り、賛同したい文字が並んでいますが、中身に於いては、小泉総理の英断はこの程度ですか、いや、そんなはずはない、私が総理になったということは政権交代に等しいと勤労者の祭典メーデー

でそう言ったではないか、そういう思いを持って、まず政府にお伺いします。

政府が描く男女共同参画社会とは、具体的にどのような社会を指すのでしょうか。女性の社会進出が進んだとはいえ、女性に与えられた人生の選択は、意外と狭いことは御存じだと思います。

まず、女子学生が正社員として就職することが、最近、特に難しくなっています。せっかく仕事についても、結婚という節目を迎えるとき、仕事と家庭を両立しようと思えば、家事や育児の負担が重くのしかかるという現実があり、ましてや、育児などを理由に仕事をやめたら、再就職は非常に難しくなってしまう。これでは、結婚も出産も、いや、待てよとなるのも、うなずけます。この実態を認知されているからこそ、社会を活性化させるために仕事と子育ての両立は不可欠の条件と、総理みずから強調なさったのだと信じましょう。

そこで、男女共同参画担当大臣でもある官房長官、問題は、どのような考えのもとで、どのように具体化するかです。この点について、きちっとお答えをいただきたいと思っています。

民主党案提出者にも、同様にお聞きします。さて、男性も女性も仕事と家庭を両立できる環境をつくるため、現行の育児・介護休業法の充実、働く親にとって不可欠なものであり、保育制度の充実などと並んで、大変重要な施策であると思います。しかし、今回、政府提出改正案の中身

は、実際に育児の負担がかかることの多い母親の目からすると、非常に物足りない、歯がゆい内容と言わざるを得ません。

小泉総理は、保育所の待機児童ゼロ作戦の推進、放課後児童の受け入れ体制の整備などを打ち出されていますけれども、いずれも大原則の話で、今まで何をやってきたんでしょうねと申し上げたくなるくらいです。

今、必要なのは、職場復帰後にうまくやっていく仕組みをいかに盛り込むか、多様で豊富なメニューをどう整えるかということにあると思います。

そこで、政府案が働く親のニーズにどうこたえているか、具体にお伺いしてまいります。

まず第一に、政府案では、小学校就学前の子の看護休暇制度について、導入に努めなければならぬとしており、企業側の努力義務規定にとどまっています。

しかしながら、育児休業から職場復帰した後、働く親がまず直面するのが、子供の病気やけがです。そら、熱が出た、やれ、おなかが痛い、体調が悪い、こういったとき、保育園に病児保育があるというところはまだまだ少なく、多くの親、特に母親は、私もそうでした、迎えに来てくださないと保育園から呼び出され、職場に迷惑をかけるのではないかと心苦しう思っているが、保育園に駆けつけます。

政府は、この間、家族看護休暇制度がある事業

所は全国で八割という旧労働省の調査を引き合いに出され、まだ一般に普及していないから義務化は尚早だとおっしゃっていますが、ちょっと待ったと申し上げたいと思います。

なぜなら、有給休暇があるから看護休暇制度が要らないのではなく、看護休暇制度がないから有給をなるべく使わずに、万が一の、子供が病気のと看のために大事にとっておかなければいけないのです。両立支援の次の一手として、独立した看護休暇制度をぜひとも導入すべきと考えます。

坂口厚生労働大臣の御出身である公明党は、最近出されたアクションプランの中で、「働く女性、働きたい女性を応援します」と、高らかにうたっているらしいです。また、かねてから、看護休暇の導入も主張されてきました。さきに、すばらしい英断を下された坂口厚生労働大臣だからこそ、私の期待も膨らむのです。大臣の前向きなお考えをぜひお聞かせいただきたいと思っています。

(拍手)

第二に、政府案には含まれておりませんが、民主党案の特徴ともいうべき点についてお伺いします。それは、男性の育児休業の取得をいかに促進するかということです。

○・四二％という男性の育児休業取得率、わずか百九十四人という初回受給者数の実態をもっと真剣に見詰めなければならぬと思います。男は仕事、女は家庭、こういった硬直化した役割分担から、今や、男女ともに、仕事も育児も介護も、

ともに助け合い、両立させながら家族のきずなを強めていく、そういうライフスタイルが求められています。

実際に育児を担い、子供の成長と向き合うには、男性の育児休業取得を奨励するだけではなく、この際、男性の育児休業の義務づけが必要だと思いますが、促進するための具体策とあわせ、大臣及び民主党案提出者にそれぞれお伺いします。

第三に、育児休業、介護休業の適用対象についてお伺いします。

最近、いわゆるパートや契約社員と呼ばれる雇用形態が急増していますが、こういった期間労働者に対する育児・介護休業の適用について、大臣、民主党案提出者からそれぞれお考えをお示しいただきたいと思っています。

第四に、不利益取り扱いの禁止についてお伺いします。

政府案では、育児休業、介護休業の申し出や取得を理由とする、事業者による不利益な取り扱いは禁止するとなっていますが、そもそも、不利益な取り扱いは禁止するのは、改めて書く必要もない当然のことだと私は思います。問題は、不利益取り扱いとは一体何ぞやということだと思っています。

先月発表された厚生労働省の調査によれば、働く女性からの個別紛争解決援助の申し立てが、近年、確実に増加し、中でも、妊娠、出産等を理由とする退職の強要、解雇あるいは不利益な配置転換に関する事案が増加しています。紛争解決援助

平成十三年六月八日 衆議院會議録第三十七号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案外、案の趣旨説明に對する鎌田さゆり君の質疑

六

の充実を支える法的根拠は、働く人々にとって、非常に重要な、いわば背骨となるものだというところを御理解いただきたいと思ひます。

リストラという言葉がマスコミ紙面に載らない日がないほど深刻な雇用状況の中で、安心して仕事と家庭を両立させながら働けること、子育て、介護を理由に解雇されず、不利益な取り扱いを受けないということは、将来への不安を取り除く、雇用におけるセーフティネットの一つになり得ると思ひます。今後の雇用環境において重要な役割を果たすと考えられますので、大臣、この点、特に明快な答弁を求めたいと思ひます。

同様に、民主党案提出者にも、その認識を伺ひます。

景気が依然として低迷する一方、経営者の方の中には、看護休暇の法制化などんでもないと思ひう人がいらっしやるかもしれません。ですが、社員が家庭や地域に視野を広げ、生活者、消費者としての顔を持つということは、柔軟かつ多様な人材を確保することにもつながるのではないでしうか。

以上、仕事と家庭を男女がともに両立できる社会の必要性を申上げてまいりましたが、子育ては、正直言って、大変なこともあります。でも、朝御飯の三十分のコミュニケーションを確保するため、日々、仙台と東京を往復している私の元気の源は、二人の子供たちの笑顔です。それは、きっと皆様も同じだと思ひます。子供の成長

は、親にとって、社会にとって喜びであり、希望の光です。

二十一世紀の男女共同参画、両立支援は、ここまでするぞという意気込みでグレードアップさせましようということを、この場に集うすべての議員の皆様と呼びかけて、私の質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣福田康夫登壇)

○国務大臣(福田康夫) 鎌田議員にお答えいたします。

まず、男女共同参画社会とはどのような社会なのかというお尋ねでございました。

これは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、政治、経済、社会などのあらゆる分野に女性が参加し、その個性と能力を十分に発揮できる社会でございします。男女共同参画社会の実現は、豊かで活力ある社会を築く上で不可欠であり、二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題の一つであると認識いたしております。

次に、仕事と子育ての両立の考え方及び具体化についてのお尋ねがございました。

仕事と子育ての両立は、女性と男性がともに社会に貢献し、社会を活性化するために不可欠の条件であり、これを積極的に支援するため、総理の先般の所信表明演説においても、待機児童ゼロ作戦、また、放課後児童の受け入れ体制の充実などについて、明確な目標と実現時期を定めて推進す

る旨が示されているところでございます。

これらの具体的な内容については、男女共同参画会議の、仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会におきまして、鋭意検討を行っていただき、六月中旬に最終報告をいただくことになっております。この専門調査会の最終報告も踏まえ、仕事と子育ての両立の支援に全力で取り組んでまい

る所存でございます。

(国務大臣坂口力君登壇)

○国務大臣(坂口力君) 鎌田議員にお答えを申し上げます。

まず最初は、子供の看護休暇の請求権化についてのお尋ねでございました。

子供看護休暇制度の創設という目指す方向につきましては、私も議員も同じ認識であるというふうに思っております。しかしながら、看護休暇に関する我が国の現状を踏まえまして、一足飛びにこれを請求権とするのではなくて、まずは、努力義務規定を設けて、着実に第一歩を踏み出すこととしたわけでございます。

いずれにいたしましても、この法案を成立させていたいただきました際におきましては、この努力義務規定に基づきまして、より多くの企業で子供の看護休暇体制が導入されるように努力を続けたいと考えているところでございます。

男性の育児休業取得促進策についてのお尋ねがございました。

確かに、御指摘をいただきましたように、男性の育児休業取得割合は極めて低い水準にあります。こうした状況の背景には、固定的な性別役割分担意識でありますとか職場優先の企業風土から、事業主や職場の理解が十分でないといったようなこともあるというふうにご考えております。

こうした我が国の現状を踏まえまして、男性の育児休業の取得を義務づけるのではなくて、まずは、男性の育児休業取得が促進されるように、意識啓発を積極的に行うことが重要であると考えているところでございます。

期間雇用労働者に対する育児・介護休業の適用についてのお尋ねがございました。

育児・介護休業制度は雇用の継続を図ることを目的とするものでありますから、雇用期間が短く限定されている期間雇用労働者は、その対象とはされていないわけでございます。

ただし、労働契約の形式上、期間を定めて雇用されている者でありましても、特段の事情のない限り当然に更新されていることとなっている場合には、実質上期間の定めなく雇用されている者として育児・介護休業の対象となり得るものでございします。その取り扱いにつきましては、改正法に基づいて策定する指針において具体化してまいりたいと考えております。

それから、育児休業等を理由とした不利益取り扱いについてのお尋ねがございました。もとより、法律上、権利として認められている

育児休業等を理由として不利益な取り扱いが行われることは、あってはならないものであります。本法案におきましては、これを明確化することとしております。

ここで禁止される不利益な扱いは、労働者が育児休業や介護休業を申し出た後は取得したことを決定的な動機として、例えば、休業から復帰後は正社員からパートタイマーに変わる等の身分変更を命ずるといったような不利益な取り扱いを想定いたしております。

こうした不利益な取り扱いの判断に当たっての考え方につきましては、昨年十二月の女性少年問題審議会の建議におきましても、「具体化することとが適当である」と指摘されておりました。改正法に基づきまして策定する指針において具体化してまいりたいと考えているところでございます。

以上、御答弁を申し上げます。(拍手)

(水島広子君登壇)

○水島広子君 答弁に先立ちまして、一言申し上げます。

本日午前中の大阪教育大附属池田小学校の事件で、四人のお子さんが亡くなられ、多くのお子さんがけがを負われたということに対して、犠牲となられた方たちに心から哀悼の意を表するとともに、本当に安全に、責任を持って子供たちを育てられる社会をつくることをここに改めて決意し、その思いを込めて、鎌田さゆり議員の質問にお答えいたします。(拍手)

まず、仕事と育児の両立について、基本的な考え方と、それをどのように具体化するのかについてお尋ねがございました。

もちろん、現に育児や介護と仕事の両立に苦しんでいる人たちの苦労を軽減するということも、重要な目的の一つです。また、育児や介護のために働きたくても働けなくなってしまうようでは、日本の唯一の財産である労働力が活用できず、いまでも経済が健全化しないということもありま

す。でも、私たちが仕事と家庭の両立の施策を整備することには、それ以上の意味があると思っております。

今、子供たちの心は危機的な状況にあります。大人たちと十分なかわりが持てないため、健全な自尊心とコミュニケーション能力が育たず、多くの問題につながっているというのが現場の実感です。日本ではかなり前から少子化が進んでいるため、今の子供たちにとって、親戚の大人たちの数は少なく、地域社会のつながりも薄れ、身近な大人がいないという、致命的な問題を抱えています。

そんな中、子供の権利を守る法律を整備し、保育や学童保育を充実させたり、地域の大人たちの意識を変えていくことによって、社会全体で子供を育てる体制を整えていくことは重要ですが、今、親一人一人が子供に及ぼす影響がかってないほどに大きくなっているということをしつかりと

踏まえた上で、親が子供に余裕を持って接することのできる環境をつくっていかねばなりません。

そのために必要なのは、時間的な余裕と精神的な余裕です。働きながらでも時間的な余裕を持って子供と接するためには、今回提出した民主党案のような具体的施策が必要です。また、人間として精神的な余裕を持つためには、それぞれの多様なあり方が尊重されていることが重要です。

人間は多様な存在です。個々人の価値観や事情によって、生活のあり方も多様です。子供を持ちたい人もいれば、子供を持ちたくない人もいます。子供が欲しくても、持つことのできない人もいます。子供を持つて働き続けたい人もいれば、働かざるを得ない人もいます。いずれも、人間としてひとしく尊重されるべき存在です。その多様性を認めていくことが、大人たちの心に余裕をつくり、子供たちを健康に育てられる社会をつくっていくのです。

政府案よりもはるかに選択肢の幅が広い民主党案は、多様な働き方を保障する確実な第一歩となるものです。

今回、私たちが本法案を提出するに当たって望んだことは、日本がこれから、本当に子供たちを大切に育て、人間の多様性を尊重できる社会に生まれ変わることです。

また、仕事と子育ての両立を具体化するためには、職場環境の整備のほか、保育の整備も欠かせません。私たち民主党は、一昨日、児童福祉法の

一部改正案を衆議院に提出しております。無認可保育所の届け出を義務づけることによって、まずは、行政が虐待問題などに積極的に取り組める体制をつくる必要があると考えています。そして、保育に関しても、子供たちの権利を守り、多様性を尊重するという観点から、抜本的に見直す必要があると考え、現在、さらなる施策を検討しているところでございます。

次に、男性の育児休業取得を促進するための具体的施策についてのお尋ねがありました。

現在、男性が育児休業をとりにくいのは、それを許さない職場風土が強く影響しています。また、育児休業が分割してとれないという不便さも、男性の育児休業取得という新たな挑戦を妨げている側面があります。

私たちの法案では、育児の責任が父母の双方にあるということを明確にするためにも、初めて、いわゆるババコータク制を採用しています。

夫婦が共働きしている場合に、一人当たり七カ月の育児休業が保障されていますが、このうち、配偶者に譲ることができるのは六カ月までとしております。つまり、一カ月は、その親に固有の権利であって、相手に譲り渡せないものとされています。父親も母親も育児休業を取得すれば、最長十四カ月までとることができですが、どちらか一方しかとらないと、最長でも十三カ月となってしまいます。

このことが即、男性の取得促進にはつながらな

平成十三年六月八日 衆議院會議録第二十七号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に對する鎌田さゆり君の質疑

八

いかかもしれませんが、育児の責任はどちらか一方のみが果たせばよいのではなく、それぞれに責任があるということを法文上明記することは、大きな意味があると思います。

また、民主党案では、配偶者が働いていない場合にも、七カ月までの育児休業をとることができ、それは労使協定によって妨げられないとしています。

両親がそろっている場合の父親不在の育児の弊害が、随所で指摘されています。つい最近発表された民間のデータによっても、夫のサポートを切実に必要としている母親の声が多く、孤独感を抱き、子育てに悩む姿が浮かび上がっております。妻が専業主婦だから夫は育児に参加しなくてもよいという考え方が、妻を孤立させ、虐待を初め、さまざまな問題につながっていきます。私たちの法案は、その点にも配慮したものです。

さらに、育児休業を分割取得できるようにしてあります。まず母親が育児休業をとり、次に父親がとつてみて、うまくいかなければ再び母親がとれるというように、夫婦で相談しながら、少しでも前向きに取り組んでいくことができると思います。

法案に盛り込んだ具体策は以上ですが、もちろん、育児は女の仕事という社会全体の意識が変わらなければ、男性が育児休業をとりにくいという状況は改善されません。

提出者の山花議員も、先日、父親となられ、八

日間の産休をとりましたが、賛否両論が沸き起こつて、議論を呼んでおります。この問題が議論になること自体が、今の日本の現状を物語っていると思います。

イギリスのブレア首相も産休をとりました。北欧では、大臣が育児休業をとることは、もはや当たり前のこととして受け入れられています。これらの国では、一般社会での施策も進んでおります。

日本もそのような社会に生まれ変わる覚悟があるということを示すために、ぜひ、小泉総理が率いられる与党の皆さんにも、民主党案に賛成していただきますようお願いいたします。(拍手)

次に、期間労働者に対する育児・介護休業の適用についてのお尋ねがありました。

鎌田議員が指摘されたように、今の日本では、パートや契約社員という雇用形態が、特に女性の間で多くございます。期間雇用と一口に言ってもさまざまで、本当に限定された期間だけ働く人もありますが、契約を繰り返し、実質上期間の定めなく雇用されている人も少なくありません。そのような場合に、期間雇用者だからというだけの理由で育児・介護休業を与えられないという現実には、多くの人たちが苦しんでいます。

民主党案では、実質上期間の定めなく雇用されている期間労働者についても、育児・介護休業が保障されるということを法文上に明記し、さら

に、その要件について、厚生労働省令で定めるものとしています。

男女雇用機会均等法が施行されても、男女差別がパート差別あるいは期間雇用者差別という形に姿を変えただけという実態も多く見受けられます。真の男女共同参画を考えるためには、雇用形態によって差別されることなく、労働者としての均等な待遇が保障されるような法整備が今後の重要な課題だと考えております。(拍手)

〔山井和則君登壇〕

○山井和則君 民主党の山井和則でございます。

鎌田さゆり議員から、不利益取り扱いについてお尋ねがございましたので、手短かに答弁をさせていただきます。

御指摘のとおり、介護や育児で休業をとったからといって不利益な取り扱いが認められるようなことでは、この休業制度が萎縮をしてしまいます。したがって、解雇の禁止はもとより、不利益な取り扱いを禁止することは当然であります。その中身が、今、問われております。

政府案でも不利益取り扱いについて盛り込まれておりまして、先ほど坂口厚生労働大臣から、休業の申し出や取得を決定的な動機として不利益な取り扱いを受けることがあってはならないという答弁がございましたが、これは政府案の条文の縮小解釈であると感じます。民主党案では、不利益取り扱いに関して、もっと多くのことが含まれる

と考えます。どのようなケースが不利益取り扱いに含まれるのかということをもっと具体的に明記すべきであると考えます。

例えば、休業が終わった後、仕事に戻るときに、もとの職場に机がなくなってしまう、そのような危険性があれば、安心して休業をとることができません。その点、民主党案では、休業をとって、もとの職場に戻るときには、もとの仕事、すなわち原職復帰、原職にふさわしい職種への復帰を認めております。それを保障しております。このようなことを保障しているところが政府案との大きな違いであり、また、復帰後も、その休業の取得を原因としまして賃金や配置や昇進等についてペナルティーが科せられることがないようにしなければならぬと考えております。

私は、高齢者福祉をよくするために立法院に身を置いておりますが、この不利益取り扱いの問題は、育児を中心とする今回の法案の柱であります。このことをきっちり法案に明記することが、これからの高齢者福祉を労働法整備の面でもバックアップするものであるということを、最後に申し添えたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(綿貫氏輔君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十八分散会

出席国務大臣

総務大臣 片山虎之助君
厚生労働大臣 坂口 力君
国務大臣 石原 伸晃君
国務大臣 福田 康夫君
出席副大臣 厚生労働副大臣 南野知恵子君

○議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、昨七日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の、部を改正する法律

(議決を求めるの件送付及び通知)

一、昨七日、国会において議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

国有財産法第十三条第一項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

佐田玄一郎君 林 幹雄君

吉田六左門君 増原 義剛君

伊藤 忠治君 今野 東君

玄葉光一郎君 上田 清司君

山井 和則君 大谷 信盛君

山村 健君 山内 功君

林 幹雄君 佐田玄一郎君

増原 義剛君 吉田六左門君

上田 清司君 玄葉光一郎君

大谷 信盛君 山井 和則君

今野 東君 伊藤 忠治君

山内 功君 山村 健君

上川 陽子君 平井 卓也君

平井 卓也君 上川 陽子君

(議案提出)

一、昨七日、議員から提出した議案は次のとおりである。

特殊法人の整理及び合理化に関する法律案(塩田晋君提出)

(議案付託)

一、昨七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

予防接種法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)

障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八二二号)(参議院送付)
水道法の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)(参議院送付)

以上三件 厚生労働委員会 付託

土地収用法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号) 国土交通委員会 付託

(議案送付)

一、昨七日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

行政書士法の一部を改正する法律案

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部を改正する法律案

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

地方税法の一部を改正する法律案
小型船舶の登録等に関する法律案

自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律案

短期社債等の振替に関する法律案

株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

二千一年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

文化交流に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書の締結について承認を求めるの件
一、昨七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

公共事業基本法案(前原誠司君外一名提出)

公共事業関係費の量的縮減に関する臨時措置法案(前原誠司君外一名提出)

公共事業一括交付金法案(前原誠司君外一名提出)

ダム事業の抜本的な見直し及び治水のための森林の整備の推進等のための緊急措置法案(前原誠司君外一名提出)

国会法の一部を改正する法律案(前原誠司君外一名提出)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(山花郁夫君外五名提出)

児童福祉法の一部を改正する法律案(金田誠一君外五名提出)

特殊法人の整理及び合理化に関する法律案(塩田晋君提出)

(決議送付)

一、昨七日、綿貫議長から小泉内閣総理大臣あて、次の決議を送付した。

ハンセン病問題に関する決議

(議案通知)

一、昨七日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

国有財産法第十三条第一項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

(質問書提出)

一、昨七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

白衛隊における私的サークルの刊行物及び部内資料の国政調査活動における活用に関する再質問主意書(金田誠一君提出)

行政機関が行う政策の評価に関する法律案

右
国会に提出する。

平成十三年三月二十一日

内閣総理大臣臨時代理 福田 康夫
国務大臣 福田 康夫

目次

行政機関が行う政策の評価に関する法律

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 政策評価に関する基本方針(第五条)

第三章 行政機関が行う政策評価(第六条―第十二条)

十一 条

第四章 総務省が行う政策の評価(第十二条―第十八条)

第五章 雑則(第十九条 第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)

第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たる内閣府(次号に掲げる機関を除く。)

二 宮内庁及び内閣府設置法第四十九条第一項に規定する機関(国家公安委員会にあっては、警察庁を除く。)

三 各省(総務省にあっては、次号に掲げる機関を除く。)

四 公正取引委員会及び公害等調整委員会

2 この法律において「政策」とは、行政機関が、

その任務又は所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画及び立案をする行政上の一連の行為についての方針、方策その他これらに類するものをいう。

(政策評価の在り方)

第三条 行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果(当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。)を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に依りて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない。

2 前項の規定に基づく評価(以下「政策評価」という。)は、その客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、次に掲げるところにより、行われなければならない。

一 政策効果は、政策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握すること。

二 政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図ること。

(政策評価の結果の取扱い)

第四条 政府は、政策評価の結果の取扱いについては、前条第一項に定めるところによるほか、予算の作成及び二以上の行政機関の所掌に係る

する政策であつてその総合的な推進を図ることが必要なものの企画及び立案に当たりその適切な活用を図るよう努めなければならない。

第二章 政策評価に関する基本方針

第五条 政府は、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、政策評価に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 政策評価の実施に関する基本的な方針

二 政策評価の観点に関する基本的な事項

三 政策効果の把握に関する基本的な事項

四 事前評価(政策を決定する前に行う政策評価をいう。以下同じ。)の実施に関する基本的な事項

五 事後評価(政策を決定した後に行う政策評価をいう。以下同じ。)の実施に関する基本的な事項

六 学識経験を有する者の知見の活用に関する基本的な事項

七 政策評価の結果の政策への反映に関する基本的な事項

八 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項

九 その他政策評価の実施に関する重要事項

- 3 基本方針においては、前項に掲げる事項のほか、第二十条から第二十二までの規定に基づき実施し、又は実施しようとしている措置その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項を定めるものとする。
- 4 総務大臣は、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関が行う政策評価

(基本計画)

第六条 行政機関の長(行政機関が、国家公安委員会、公正取引委員会又は公害等調整委員会である場合にあつては、それぞれ国家公安委員会、公正取引委員会又は公害等調整委員会。以下同じ。)は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 政策評価の実施に関する方針
- 三 政策評価の観点に関する事項
- 四 政策効果の把握に関する事項
- 五 事前評価の実施に関する事項
- 六 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項
- 七 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
- 八 政策評価の結果の政策への反映に関する事項
- 九 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項
- 十 政策評価の実施体制に関する事項
- 十一 その他政策評価の実施に関し必要な事項

3 行政機関の長は、前項第六号の政策としては、当該行政機関がその任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策を定めるものとする。

4 行政機関の長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

5 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(事後評価の実施計画)

第七条 行政機関の長は、一年ごとに、事後評価

の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を定めなければならない。

2 実施計画においては、計画期間並びに次に掲げる政策及び当該政策の具体的な事後評価の方法を定めなければならない。

一 前条第二項第六号の政策のうち、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

二 計画期間内において次に掲げる要件のいずれかに該当する政策

イ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じて五年以上十年以内において政令で定める期間を経過するまでの間に、当該政策がその実現を目指した効果の発揮のために不可欠な諸活動が行われていないこと。

ロ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じてイに規定する政令で定める期間に五年以上十年以内において政令で定める期間を加えた期間が経過したときに、当該政策がその実現を目指した効果が発揮されていないこと。

三 前三号に掲げるもののほか、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

3 行政機関の長は、実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

(事後評価の実施)

第八条 行政機関は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。

(事前評価の実施)

第九条 行政機関は、その所掌に関し、次に掲げる要件に該当する政策として個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策その他の政策のうち政令で定めるものを決定しようとするときは、事前評価を行わなければならない。

一 当該政策に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は当該政策がその実現を目指す効果を発揮することができるとなるまでに多額の費用を要することが見込まれること。

二 事前評価に必要な政策効果の把握の手法その他の事前評価の方法が開発されていること。

(評価書の作成等)

第十条 行政機関の長は、政策評価を行ったときは、次に掲げる事項を記載した評価書を作成しなければならない。

- 一 政策評価の対象とした政策
- 二 政策評価を担当した部局又は機関及びこれを実施した時期
- 三 政策評価の観点
- 四 政策効果の把握の手法及びその結果

五 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

六 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項
七 政策評価の結果

2 行政機関の長は、前項の規定により評価書を作成したときは、速やかに、これを総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならない。

(政策への反映状況の通知及び公表)

第十一条 行政機関の長は、少なくとも毎年一回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

第四章 総務省が行う政策の評価

(総務省が行う政策の評価)

第十二条 総務省は、二以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であつてその政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認めるもの、又は二以上の行政機関の所掌に係る政策であつてその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認めるものについて、統一性又は総合性を確保するための評価を行うものとする。

2 総務省は、行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関

により政策評価が行われる必要がある場合において当該行政機関によりその実施が確保されないとき、又は行政機関から要請があつた場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときは、当該行政機関の政策について、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとする。

3 前二項の規定による評価は、その対象とする政策について、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他政策の特性に応じて必要な観点から、行うものとする。

(総務省が行う政策の評価に関する計画)

第十三条 総務大臣は、毎年度、当該年度以降の三年間についての前条第一項及び第二項の規定による評価に関する計画を定めなければならない。

2 前項の計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 前条第一項及び第二項の規定による評価の実施に関する基本的な方針
 - 二 計画期間内において前条第一項の規定による評価の対象としようとする政策
 - 三 当該年度において前条第一項の規定による評価の対象としようとする政策
 - 四 その他前条第一項及び第二項の規定による評価の実施に関する重要事項
- 総務大臣は、第一項の計画を定め、又はこれ

を変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第十四条 総務省は、前条第一項の計画に基づき、第十二条第一項及び第二項の規定による評価を実施しなければならない。

(資料の提出の要求及び調査等)

第十五条 総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価を行うため必要な範囲において、行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求め、又は行政機関の業務について実地に調査することができる。

2 総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価に関連して、次に掲げる業務について、書面により又は実地に調査することができる。この場合において、調査を受けるものは、その調査を拒んではならない。

- 一 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百二号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)の業務
- 二 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人(総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。)の業務
- 三 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人(その資本金の二分の一以上が国からの出資による

法人であつて、国の補助に係る業務を行うものに限る。)の業務

四 国の委任又は補助に係る業務

3 総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価の目的を達成するために必要な最小限度において、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に該当する地方公共団体の業務(行政機関の業務と一体として把握される必要があるものに限り、前項第四号に掲げる業務に該当するものを除く。)について、書面により又は実地に調査することができる。この場合においては、あらかじめ、関係する地方公共団体の意見を聴くものとする。

4 総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価の実施上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に関し、協力を求めることができる。

(評価書の作成等)

第十六条 総務大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による評価を行ったときは、第十条第一項各号に掲げる事項を記載した評価書を作成しなければならない。

2 総務大臣は、前項の規定により評価書を作成したときは、速やかに、これに必要な意見を付して関係する行政機関の長に送付するとともに、当該評価書及びその要旨並びに当該意見の内容を公表しなければならない。

(勸告等)

第十七条 総務大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による評価の結果が必要であると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を公表しなければならない。

2 総務大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、当該行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

3 総務大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による評価の結果を政策に反映させるため特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該評価の結果の政策への反映について内閣法(昭和二十二年法律第五号)第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申するものとする。

(評価及び監視との連携の確保)

第十八条 総務大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による評価に際し、これと総務省設置法第四条第十八号の規定による評価及び監視との連携を確保するように努めなければならない。

第五章 雑則

(国会への報告)

第十九条 政府は、毎年、政策評価及び第十二条

平成十三年八月八日 衆議院会議録第三十七号

第一項又は第二項の規定による評価(以下「政策評価等」という。)の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない。

(政策評価等の方法に関する調査研究の推進等)

第二十条 政府は、政策効果の把握の手法その他政策評価等の方法に関する調査、研究及び開発を推進するとともに、政策評価等に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な研修その他の措置を講じなければならない。

(政策評価等に関する情報の活用)

第二十一条 総務大臣は、政策評価等の効率的かつ円滑な実施に資するよう、行政機関相互間における政策評価等の実施に必要な情報の活用の促進に関し必要な措置を講ずるものとする。

(所在に関する情報の提供)

第二十二条 総務大臣は、政策評価の結果その他の政策評価等に関する情報を入手しようとする者の利便を図るため、その所在に関する情報の提供に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第五条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事後評価の実施計画に関する経過措置)

第二条 この法律の施行後第七条第一項の規定により国家公安委員会、金融庁長官又は警察庁長官が最初に定める実施計画についての同項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「二年未満で、国家公安委員会、金融庁長官又は警察庁長官の定める期間を計画期間として」とする。

(事後評価の実施に関する経過措置)

第三条 第七条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行前に決定された政策であつて、同号イ又はロに規定する期間がこの法律の施行の日以後に経過したものについても、適用する。

(総務省設置法の一部改正)

第四条 総務省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第十九号中「以下これらの評価及び監視を」とを「次号において」に改める。

第六条第一項中、「第十七号」を削り、同条第二項中「行政評価等」を「第四条第十八号の規定による評価又は監視(以下この条において「評価又は監視」という。)」に改め、同条第三項から第七項までの規定中「行政評価等」を「評価又は監視」に改め、同条第八項中「第四条第十八号の規定による」を削る。

理 由

社会経済情勢に応じた効果的かつ効率的な行政の推進に資する等のため、行政機関が行う政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

行政機関が行う政策の評価に関する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、社会経済情勢に応じた効果的かつ効率的な行政の推進に資する等のため、行政機関が行う政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表する等所要の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 総則

(一) 目的

この法律は、行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸

活動について国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とするものであること。

(二) 定義

(1) この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいうものとする。

ア 内閣府設置法第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たる内閣府
(イに掲げる機関を除く。)

イ 宮内庁及び内閣府設置法第四十九条第一項に規定する機関(国家公安委員会にあっては、警察庁を除く。)並びに警察庁

ウ 各省(総務省にあっては、エに掲げる機関を除く。)

エ 公正取引委員会及び公害等調整委員会

(2) この法律において「政策」とは、行政機関が、その任務又は所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画及び立案をする行政上の一連の行為についての方針、方策その他これらに類するものをいうものとする。

(三) 政策評価の在り方

(1) 行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果(当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び

社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。)を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならないものとする。

(2) (1)の規定に基づく評価(以下「政策評価」という。)は、その客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、次に掲げるところにより、行わなければならないものとする。

ア 政策効果は、政策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握すること。

イ 政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図ること。

(3) 政府は、政策評価の結果の取扱いについては、(1)に定めるところによるほか、予算の作成及び二以上の行政機関の所掌に係る政策であつてその総合的な推進を図ることが必要なものの企画及び立案に当たりその適切な活用を図るように努めなければならないものとする。

2 政策評価に関する基本方針

政府は、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、政策評価に関する基本方針(以

下「基本方針」という。)を定めなければならないものとする。とともに、基本方針において定めるべき事項、作成手続等について必要な規定を設けること。

3 行政機関が行う政策評価

(一) 行政機関の長は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならないものとする。とともに、基本計画において定めるべき事項等について必要な規定を設けること。

(二) 行政機関の長は、一年ごとに、計画期間、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策、計画期間内において次に掲げる要件のいずれかに該当する政策及び当該政策ごとの具体的な事後評価の方法について、事後評価の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を定めなければならないものとする。

(1) 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じて五年以上十年以内において政令で定める期間を経過するまでの間に、当該政策がその実現を目指した効果の発揮のために不可欠な諸活動が行われていないこと。

(2) 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じて(1)に規定する政令で

定める期間に五年以上十年以内において政令で定める期間を加えた期間が経過したときに、当該政策がその実現を目指した効果が発揮されていないこと。

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策。

(三) 行政機関は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならないものとする。

四 行政機関は、その所掌に関し、次に掲げる要件に該当する政策として個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策その他の政策のうち政令で定めるものを決定しようとするときは、事前評価を行わなければならないものとする。

(1) 当該政策に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は当該政策がその実現を目指す効果を発揮することができるとなるまでに多額の費用を要することが見込まれること。

(2) 事前評価に必要な政策効果の把握の方法その他の事前評価の方法が開発されていること。

(四) 行政機関の長は、政策評価を行ったときは、評価書を作成しなければならないもの

とするとともに、評価書を作成したときは、速やかに、これを総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならないものとする。

(内) 行政機関の長は、少なくとも毎年一回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならないものとする。

4 総務省が行う政策の評価

(一) 総務省が行う政策の評価

(1) 総務省は、二以上の行政機関に共通する又は二以上の行政機関の所掌に係る政策で、その統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地から必要があると認めるものについて、統一性又は総合性を確保するための評価を行うものとする。

(2) 総務省は、行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、必要があると認めるときは、当該行政機関の政策について、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとする。

(3) 総務大臣は、毎年度、当該年度以降の三年間についての(1)及び(2)の規定による評価に関する計画を定めなければならないものとともに、計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、こ

れを公表しなければならないものとする。

(4) 総務省は、(3)の計画に基づき、(1)及び(2)の規定による評価を実施しなければならないものとする。

(5) (1)及び(2)の規定による評価を行うための総務大臣の資料提出要求及び調査等について、必要な規定を設ける。

(6) 総務大臣は、(1)及び(2)の規定による評価を行ったときは、評価書を作成しなければならないものとともに、評価書を作成したときは、速やかに、これに必要な意見を付して関係する行政機関の長に送付し、当該評価書及びその要旨並びに当該意見の内容を公表しなければならないものとする。

(二) 勧告等

(1) 総務大臣は、(一)の(1)及び(2)の規定による評価の結果必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとともに、当該勧告の内容を公表しなければならないものとする。

(2) 総務大臣は、勧告をしたときは、当該行政機関の長に対し、その勧告に基づい

てとった措置について報告を求めることができるものとする。

(3) 総務大臣は、(一)の(1)及び(2)の規定による評価の結果を政策に反映させるため特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該評価の結果の政策への反映について内閣法第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申するものとする。

(三) 評価及び監視との連携の確保

総務大臣は、(一)の(1)及び(2)の規定による評価に際し、これと総務省設置法第四条第十八号の規定による評価及び監視との連携を確保するように努めなければならないものとする。

5 その他

(一) 政府は、毎年、政策評価及び4の(一)及び(2)の規定による評価(以下「政策評価等」という。)の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならないものとする。

(二) 政策評価等を円滑かつ着実に実施するために必要な措置を講ずるものとする。

(三) この法律は、一部を除き、平成十四年四月一日から施行するものとする。

(四) 所要の経過措置を規定すること。

(四) 総務省設置法について、所要の改正を行うこと。

二 議案の修正議決理由

社会経済情勢に応じた効果的かつ効率的な行政の推進に資する等のため、行政機関が行う政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表する等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認めるが、今後の政策評価の実施状況等を踏まえて見直しを行う必要があることから、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと決した。

なお、本案に対し、日本共産党から、政策評価等に関する国民からの意見・要望等を受け付ける窓口の設置を内容とする修正案が提出されたが、否決された。

右報告する。

平成十三年六月七日

総務委員長 御法川英文

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第五条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則)
第 二 条 政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(事後評価の実施計画に関する経過措置)

第 一 条 この法律の施行後第七条第一項の規定により国家公安委員会、金融庁長官又は警察庁長官が最初に定める実施計画についての同項の規定の適用については、同項中「一年ごと」とあるのは、「一年未満で、国家公安委員会、金融庁長官又は警察庁長官の定める期間を計画期間として」とする。

(事後評価の実施に関する経過措置)

第 三 条 第七条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行前に決定された政策であつて、同号イ又はロに規定する期間がこの法律の施行の日以後に経過したものについても、適用する。

(総務省設置法の一部改正)

第 四 条 総務省設置法の一部を次のように改正する。

第四十九条中「以下これらの評価及び監視を」とを「次号において」に改める。

第六条第一項中、「第十七号」を削り、同条第二項中「行政評価等」を「第四条第十八号の規定による評価又は監視(以下この条において「評価又は監視」という。))に改め、同条第三項から第七項までの規定中「行政評価等」を「評価又は監視

視に改め、同条第八項中「第四条第十八号の規定による」を削る。

特殊法人等改革基本法案

右の議案を提出する。

平成十二年十一月十五日

提出者

太田 誠一 牧野 隆守

北側 一雄 若松 謙維

井上 喜一

賛成者

岩倉 博文外二十一名

特殊法人等改革基本法

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 特殊法人等整理合理化計画(第五条・

第六条)

第三章 特殊法人等改革推進本部(第七条―第

十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第 一 条 この法律は、今次の中央省庁等改革の趣旨を踏まえ、特殊法人等の改革に関し、基本理念を定め、国の責務を明らかにし、及び特殊法人等整理合理化計画の策定について定めると

もに、特殊法人等改革推進本部を設置することにより、集中改革期間(この法律の施行の日から平成十八年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。)における特殊法人等の集中的かつ抜本的な改革を推進することを目的とする。

(定義)

第 二 条 この法律において「特殊法人等」とは、別表に掲げる法人をいう。

(基本理念)

第 三 条 特殊法人等の改革は、特殊法人等の事業が現在及び将来にわたる国民の負担又は法律により与えられた事業独占等の特別の地位に基づいて実施されていることにかんがみ、各特殊法人等の組織及び事業について、その事業の本来の目的の達成の程度、その事業を民間にゆだねることの適合、その事業の便益を直接又は間接に受ける国民の範囲及び当該便益の内容の妥当性、その事業に要する費用と当該事業により国民が受ける便益との比較等の観点から、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた抜本的な見直しを行い、国の事業との関連において合理的かつ適切な位置付けを与えることを基本として行われるものとする。

(国の責務)

第 四 条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)のとり、特殊法人等の改革に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第二章 特殊法人等整理合理化計画

(特殊法人等整理合理化計画の策定等)

第 五 条 特殊法人等改革推進本部は、この法律の施行後一年を目途として、基本理念にのっとり、各特殊法人等について、その事業及び組織形態の在り方を抜本的に見直し、その結果に基づき、特殊法人等整理合理化計画を定めなければならない。

2 特殊法人等整理合理化計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 廃止、整理縮小又は合理化、他の実施主体への移管その他各特殊法人等の事業について講ずべき措置

二 廃止、民営化、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百二号)第二条第一項に規定する独立行政法人のうち、同条第二項に規定する特定独立行政法人以外のものをいう。)への移行その他各特殊法人等の組織形態について講ずべき措置
三 前二号に掲げるもののほか、各特殊法人等の改革のために講ずべき措置その他の必要な事項

3 特殊法人等改革推進本部は、特殊法人等整理合理化計画を定めるときは、これを内閣総理大臣に報告しなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による報告があつたときは、特殊法人等整理合理化計画を国

会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、特殊法人等整理合理化計画の変更について準用する。

(特殊法人等整理合理化計画の実施)

第六条 政府は、特殊法人等整理合理化計画を実施するため、できる限り速やかに、遅くとも集中改革期間内に、法制上の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

第三章 特殊法人等改革推進本部

(設置)

第七条 特殊法人等の改革の推進に必要な事務を集中的かつ一体的に処理するため、内閣に、特殊法人等改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第八条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 特殊法人等整理合理化計画を策定し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、特殊法人等の改革に関する施策であつて基本的かつ総合的なものの企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(組織)

第九条 本部は、特殊法人等改革推進本部長、特殊法人等改革推進副本部長及び特殊法人等改革推進本部員をもって組織する。

(特殊法人等改革推進本部長)

第十条 本部の長は、特殊法人等改革推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(特殊法人等改革推進副本部長)

第十一条 本部に、特殊法人等改革推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(特殊法人等改革推進本部員)

第十二条 本部に、特殊法人等改革推進本部員(以下「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第十三条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関、地方公共団体及び独立行政法人(独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人等の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第十四条 本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。

(主任の大臣)

第十五条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第十六条 この法律に定めるもののほか、本部に

関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、平成十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

別表 特殊法人等の表(第二条関係)

一 特殊法人

名 称	根 拠 法
奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)
宇宙開発事業団	宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第五十号)
運輸施設整備事業団	運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
科学技術振興事業団	科学技術振興事業団法(平成八年法律第二十七号)
核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号)
簡易保険福祉事業団	簡易保険福祉事業団法(昭和三十七年法律第六十四号)
環境事業団	環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)
関西国際空港株式会社	関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)

九州旅客鉄道株式会社	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十二年法律第八十八号)
金属鉱業事業団	金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)
勤労者退職金共済機構	中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法(昭和三十一年法律第八十三号)
公害健康被害補償予防協会	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第一百一十一号)
国際観光振興会	国際観光振興会法(昭和三十四年法律第二十九号)
国際協力銀行	国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)
国際協力事業団	国際協力事業団法(昭和四十九年法律第六十二号)
国際交流基金	国際交流基金法(昭和四十七年法律第四十八号)
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)
国民生活センター	国民生活センター法(昭和四十五年法律第九十四号)
雇用・能力開発機構	雇用・能力開発機構法(平成十一年法律第二十号)
四国旅客鉄道株式会社	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律
社会福祉・医療事業団	社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第七十五号)
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)
住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)
首都高速道路公団	首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第二百二十三号)
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)

新エネルギー・産業技術総合開発機構	石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十号)
心身障害者福祉協会	心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第四十四号)
新東京国際空港公団	新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第一百五十五号)
石油公団	石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)
地域振興整備公団	地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)
地方競馬全国協会	競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法(昭和二十八法律第三十八号)
中小企業総合事業団	中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)
帝都高速度交通営団	帝都高速度交通営団法(昭和十六年法律第五十一号)
電源開発株式会社	電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)
東海旅客鉄道株式会社	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律
都市基盤整備公団	都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)
西日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)
西日本旅客鉄道株式会社	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律
日本育英会	日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)
日本学術振興会	日本学術振興会法(昭和四十二年法律第二百二十三号)
日本貨物鉄道株式会社	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律
日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第二百三十三号)

日本芸術文化振興会	日本芸術文化振興会法(昭和四十一年法律第八十八号)
日本原子力研究所	日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)
日本自転車振興会	自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)
日本船舶振興会	モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)
日本体育・学校健康センター	日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第九十二号)
日本たばこ産業株式会社	日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本鉄道建設公団	日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号)
日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社等に関する法律
日本道路公団	日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)
日本貿易振興会	日本貿易振興会法(昭和三十三年法律第九十五号)
日本放送協会	放送法(昭和二十五年法律第三十二号)
日本労働研究機構	日本労働研究機構法(昭和三十三年法律第三十二号)
年金資金運用基金	年金資金運用基金法(平成十二年法律第十九号)
農業者年金基金	農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)
農畜産業振興事業団	農畜産業振興事業団法(平成八年法律第五十三号)

農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)
農林漁業団体職員共済組合	農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)
阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)
東日本電信電話株式会社	日本電信電話株式会社等に関する法律
東日本旅客鉄道株式会社	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律
放送大学学園	放送大学学園法(昭和五十六年法律第八十号)
北海道旅客鉄道株式会社	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律
北方領土問題対策協会	北方領土問題対策協会法(昭和四十四年法律第三十四号)
本州四国連絡橋公団	本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)
水資源開発公団	水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)
緑資源公団	緑資源公団法(昭和三十一年法律第八十五号)
理化学研究所	理化学研究所法(昭和三十三年法律第八十号)
労働福祉事業団	労働福祉事業団法(昭和三十一年法律第二百十六号)
二 認可法人	
医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(昭和五十四年法律第五十五号)
海上災害防止センター	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)
海洋科学技術センター	海洋科学技術センター法(昭和四十六年法律第六十三号)

海洋水産資源開発センター	海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)
基盤技術研究促進センター	基盤技術研究円滑化法(昭和六十年法律第六十五号)
漁業共済組合連合会	漁業災害補償法(昭和三十九年法律第一百五十八号)
漁船保険中央会	漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)
空港周辺整備機構	公共用飛行場周辺における航空騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第一百十号)
警察共済組合	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)
厚生年金基金連合会	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五十五号)
公立学校共済組合	地方公務員等共済組合法
国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百十八号)
国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法
産業基盤整備基金	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)
市議会議員共済会	地方公務員等共済組合法
指定都市職員共済組合	地方公務員等共済組合法
自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)
自動車事故対策センター	自動車事故対策センター等(昭和四十八年法律第六十五号)
情報処理振興事業協会	情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)
生物系特定産業技術研究推進機構	生物系特定産業技術研究推進機構法(昭和六十一年法律第八十二号)
石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第三百三十五号)

全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法
全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)
全国商工会連合会	商工会法(昭和二十五年法律第八十九号)
全国中小企業団体中央会	中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)
全国農業会議所	農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八条)
全国農業協同組合中央会	農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)
総合研究開発機構	総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)
地方公務員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)
地方職員共済組合	地方公務員等共済組合法
町村議会議員共済会	地方公務員等共済組合法
通関情報処理センター	電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)
通信・放送機構	通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)
都職員共済組合	地方公務員等共済組合法
都道府県議会議員共済会	地方公務員等共済組合法
日本行政書士会連合会	行政書士法(昭和二十六年法律第四号)
日本銀行	日本銀行法(平成九年法律第八十九号)
日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)

日本公認会計士協会	公認会計士法(昭和二十三年法律第百二二号)
日本司法書士会連合会	司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)
日本障害者雇用促進協会	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)
日本商工会議所	商工会議所法(昭和二十八年法律第百四十二号)
日本税理士会連合会	税理士法(昭和二十六年法律第百三十七号)
日本赤十字社	日本赤十字社法(昭和二十七年法律第百三十五号)
日本たばこ産業共済組合	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)
日本鉄道共済組合	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第百二十八号)
日本万国博覧会記念協会	日本万国博覧会記念協会法(昭和四十六年法律第九十四号)
日本弁理士会	弁理士法(平成十二年法律第四十九号)
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
農林漁業信用基金	農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)
平和祈念事業特別基金	平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和六十二年法律第六十六号)
野菜供給安定基金	野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第百三十三号)
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

理 由

今次の中央省庁等改革の趣旨を踏まえ、特殊法人等の改革に関し、基本理念を定め、国の責務を明らかにし、及び特殊法人等整理合理化計画の策定について定めるとともに、特殊法人等改革推進本部を設置することにより、集中改革期間における特殊法人等の集約的かつ抜本的な改革を推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特殊法人等改革基本法案(太田誠一君外四名提出、第百五十回国会衆法第一六号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、今次の中央省庁等改革の趣旨を踏まえ、特殊法人等の改革に関し、基本理念を定め、国の責務を明らかにし、及び特殊法人等整理合理化計画の策定について定めるとともに、特殊法人等改革推進本部を設置することにより、集中改革期間(この法律の施行の日から平成十八年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。)における特殊法人等の集約的かつ抜本的な改革を推進することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 総則

(一) 定義

この法律において「特殊法人等」とは、法別表に掲げる特殊法人(七十七法人)及び認

可法人(八十六法人)をいうものとする。

(二) 基本理念

特殊法人等の改革は、特殊法人等の事業が現在及び将来にわたる国民の負担又は法律により与えられた事業独占等の特別の地位に基づいて実施されていることにかんがみ、各特殊法人等の組織及び事業について、その事業の本来の目的の達成の程度、その事業を民間にゆだねることの適否、その事業の便益を直接又は間接に受ける国民の範囲及び当該便益の内容の妥当性、その事業に要する費用と当該事業により国民が受ける便益との比較等の観点から、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた抜本的な見直しを行い、国の事業との関連において合理的かつ適切な位置付けを与えることを基本として行われるものとする。

(三) 国の責務

国は、(一)の基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、特殊法人等の改革に関する施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。

2 特殊法人等整理合理化計画

(一) 特殊法人等整理合理化計画の策定等

(1) 特殊法人等改革推進本部は、この法律の施行後一年を目途として、基本理念ののっとり、各特殊法人等について、その

事業及び組織形態の在り方を抜本的に見直し、その結果に基づき、特殊法人等整理合理化計画を定めなければならないものとする。

(2) 特殊法人等整理合理化計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 廃止、整理縮小又は合理化、他の実施主体への移管その他各特殊法人等の事業について講ずべき措置

イ 廃止、民営化、独立行政法人(特定独立行政法人以外のものをいう。)への移行その他各特殊法人等の組織形態について講ずべき措置

ウ ア及びイのほか、各特殊法人等の改革のために講ずべき措置その他の必要な事項

(3) 特殊法人等改革推進本部は、特殊法人等整理合理化計画を定めたときは、これを内閣総理大臣に報告しなければならないものとする。

(4) 内閣総理大臣は、(3)の報告があったときは、特殊法人等整理合理化計画を国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならないものとする。

(5) (3)及び(4)は、特殊法人等整理合理化計画の変更について準用するものとする。

(一) 特殊法人等整理合理化計画の実施

政府は、特殊法人等整理合理化計画を実施するため、できる限り速やかに、遅くとも集中改革期間内に、法制上の措置その他の必要な措置を講じなければならないものとする。

3 特殊法人等改革推進本部

(一) 設置

特殊法人等の改革の推進に必要な事務を集中的かつ一体的に処理するため、内閣に、特殊法人等改革推進本部(以下「本部」という。)を置くものとする。

(二) 所掌事務

本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 特殊法人等整理合理化計画を策定し、及びその実施を推進すること。

(2) (1)のほか、特殊法人等の改革に関する施策であつて基本的かつ総合的なものの企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(三) 組織

本部は、特殊法人等改革推進本部長、特殊法人等改革推進副本部長及び特殊法人等改革推進本部員をもって組織するものとする。

(四) 特殊法人等改革推進本部長

本部の長は、特殊法人等改革推進本部長

(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充て、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督するものとする。

(五) 特殊法人等改革推進副本部長

本部に、特殊法人等改革推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもって充てるものとし、本部長の職務を助けるものとする。

(六) 特殊法人等改革推進本部員

本部に、特殊法人等改革推進本部員を置き、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てるものとする。

(七) 資料の提出その他の協力

本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関、地方公共団体及び独立行政法人の長並びに特殊法人等の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができるものとする。

(八) 事務局

本部に、その事務を処理させるため、事務局を置き、事務局長その他の職員を置くものとする。

(九) その他本部に關し所要の規定を整備するものとする。

4 施行期日等

(一) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(二) この法律の失効

この法律は、平成十八年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。

一 議案の可決理由

本案は、集中改革期間における特殊法人等の集中的かつ抜本的な改革を推進するもので、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブの島聡君から修正案が提出されたが、賛成少数をもって合決された。

また、別紙のとおり、附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十三年六月八日

内閣委員長 横路 孝弘

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

特殊法人等改革基本法案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 特殊法人等改革の推進に当たっては、平成十三年十二月一日に閣議決定された行政改革大綱を踏まえ、これとの整合性を図るように十分配慮すること。

特殊法人等の改革に当たっては、その事業が、独占的な事業等について、その効率性、合理性等を図る観点から実施されていること等にかんがみ、その事業及び組織の全般について、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた抜本的見直しを行うこと。

特殊法人等の事業及び組織形態の抜本的見直しに当たっては、政治主導の下に、特殊法人等の個々の事業について、その目的、事業内容、中長期的な経営分析などの検証を十分に行った上で、特殊法人等の改革が円滑に推進できるような万全の措置を講ずること。

特殊法人等改革の推進に当たっては、国民の期待に応えられるよう、いわゆる天下り問題について、役員の経営責任の明確化、給与・退職金及び役員人事等の適正化を図るとともに、特殊法人等の透明性を確保するため、財務内容等の情報公開及び業績評価システムの整備を推進すること。

特殊法人等の改革の推進に当たっては、これまで維持されてきた当該特殊法人等の職員との良好な労働関係に配慮するとともに、関係職員団体の理解を求めつつ、その雇用の安定に配慮すること。

国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成十三年六月八日

提出者

内閣委員長 横路 孝弘

国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律

(国民の祝日に関する法律の一部改正)

第一条 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条海の日の項中「七月二十日」を「七月の第三月曜日」に改め、同条敬老の日の項中「九月十五日」を「九月の第三月曜日」に改める。

(老人福祉法の一部改正)

第二条 老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(老人の日及び老人週間)

第五条 国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日及び老人週間を設ける。

2 老人の日は九月十五日とし、老人週間は同日から同月二十一日までとする。

3 国は、老人の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は、老人週間において老人の団体その他の者によつてその趣旨にふさわ

しい行事が実施されるよう奨励しなければならない。

附 則

この法律は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十四年一月一日から施行する。

理 由

ゆとりのある国民生活の実現に資するため、海の日を七月の第三月曜日とし、敬老の日を九月の第三月曜日とするとともに、国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深め、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日及び老人週間を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明治三十五年三月三十一日
郵便物認可

発行所
〒105-8445
東京都港区虎ノ門二丁目
財務省印刷局

電話
03
(3587)
4294

定価
（本体） 本号 部
一〇円 一五円